



《事務事業の手段と活動指標》【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	H23実績	H24実績	H25実績	H26計画
① 文化財保存管理業務	地元等に委託し除草、清掃、見廻り等の管理を行う。	業務委託団体数	団体	15	15	15	15
② 文化財周辺整備事業	説明板、誘導標識を設置する。	設置箇所数	箇所	3	0	2	2
③ 文化財公開業務	国指定文化財等を一般に公開する。	一般公開日数	日	3	3	3	3
④ 文化財保護審議会業務	会議及び現地調査を開催する。	会議等開催数	回	3	2	4	5
⑤ 文化財指定業務	指定に関する調査を行い保護審議会の諮問を経て指定する。	新規指定・登録件数	件	2	1	0	2

《事務事業の成果》【19】

成果指標(意図の数値化)	計算方法又は説明	単位	H23目標	H24目標	H25目標	H26目標
			H23実績	H24実績	H25実績	
1 県内装飾古墳県下一斉公開時見学者数	県下一斉で公開対象となった装飾古墳見学者の人数	人	500	500	500	500
			668	400	659	
2 指定・登録文化財件数	国県市指定・登録文化財の累計数	件	153	154	155	156
			153	154	154	

《事務事業の評価》

評価項目	評価の視点	評価	評価の説明	
妥当性 (判定) A	実施主体の妥当性【20】	市が実施すべき事業か。また、民間やNPO等他の団体では実施できない事業か。	管理業務を地元行政区等に委託しているが、委託業務を止めた場合適切な管理ができない状況が予想される。	
	目的の妥当性【21】	税金を使って達成する目的か。また、役割が薄れていないか。		
	廃止・休止の影響【22】	事業を止めた場合、受益者に不利益が生じる等の影響があるか。		
有効性 (判定) B	目標の達成度【23】	成果指標の目標値は達成できたか。		観光資源として活用できるので、文化財の周辺を整備し、見学者に対しての便宜を図る必要がある。今後も積極的に周辺整備を進め、更に文化資源の活用を図る。
	成果向上の余地【24】	成果がもっと上がる余地はないか。		
	上位施策への貢献度【25】	上位施策の目的達成に貢献しているか。		
効率性 (判定) A	コスト低減の余地【26】	コストの低減について、これ以上検討の余地はないか。		
	民間の活用余地【27】	民間委託など民間活力の活用について、これ以上検討の余地はないか。		
	執行方法改善の余地【28】	事務事業の執行上、簡素化又は改善できるプロセスはないか。		
	事業統合の余地【29】	類似する他の事務事業との統合について、これ以上検討の余地はないか。		
公平性	受益者負担の余地【30】	受益者負担について、これ以上検討の余地はないか。また、対象、負担額等は適切か。		

《今後の方向性と改善》

今後の方向性【31】	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充して継続 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小を検討 <input type="checkbox"/> 休止・廃止を検討 <input type="checkbox"/> 細事業の効率化【 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 民間活用 <input type="checkbox"/> 他事業と統合 <input type="checkbox"/> 廃止 】
判断理由及び見直し・改善の具体的内容	考古学関係者だけではなく観光客に対しても、古の玉名を知ることができる文化財を直に見学してもらい、「古が響く街玉名」を広く紹介する。また、石貫ナギノ横穴群、石貫穴観音横穴・天水経塚・大塚古墳群など核となる文化財とその周辺整備を検討し、地域住民や観光客に親しまれる良好な環境を創造する。
昨年からの見直し・改善状況【32】	特になし

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見【33】	文化財保護法に基づき、自治体が行う重要な事務である。指定文化財の保存管理は基より、指定相当の文化財についても価値づけを行う。さらに、一般に公開し、学習や観光の機会を提供することも必要である。	評価責任者 中山 富雄
------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------